

平成26年度事務事業評価シート					取組みコード	32122
区分	事務事業		担当課	健康推進課	作成日	平成26年5月19日
事業名	妊婦健康診査経費		開始年度	平成9年度	予算科目	4.1.2.3.4

1. 事業の概要

総合計画での位置づけ			
部	第3部 健康でゆとりとふれあいのまちづくり	章	第2章 いきいきと暮らす生涯健康づくりの推進
節	第1節 健康づくりの推進	基本施策	2 母と子の健康づくりの推進
取組みの基本方向 (2)妊婦健康診査や乳幼児健康診査など各種健康診査事業の充実と事後指導の強化につとめます。			
根拠法令等	母子保健法(第13条)、子ども・子育て支援法		
目的 (誰・何を対象に、何のために)	妊婦の健康管理の充実及び妊娠・出産にかかる経済的負担の軽減を図ることにより、安心して妊娠・出産ができる体制を確保するもの。		
内容・方法 (何を行っているのか)	妊婦健康診査にかかる費用の一部を補助し、妊娠中の定期的な健診の受診を促す。母子手帳交付の際に妊婦健康診査補助券をあわせて交付。1回目は10,000円、2～14回目は4,000円を上限に、健診にかかった費用の総額から差し引き、上回った額は自己負担。 神奈川県産科婦人科医会と委託契約を締結。県内の各医療機関で健診を実施。また、助産所で妊婦健診を受診した場合や、県外への里帰り出産についても、償還払いにより助成を行う。		

2. 指標(事業の成果・活動内容等を数字で表します)

本事業が属する総合計画の節の成果指標		指標名	平成21年度	平成28年度			
		妊婦健康診査受診率	84.8%	95% (平成26年度)			
(A)総合計画の節の目標を達成するため本事業に求められる成果		妊婦健診受診率の向上					
(A)の成果をあげられているか測るための指標(成果指標)	増減	指標の説明	項目	基準年度 (H23年度)	平成24年度	平成25年度	平成26年度
妊婦健康診査受診率	増	11回以上受診している妊婦の割合	計画値		95.0	95.0	95.0
			実績値	95.2	86.7	83.7	
			達成度※自動計算		91.3	88.1	0.0
(B)成果指標の目標を達成するため本事業において町が行う活動		母子手帳交付時に、妊婦健診を受診することの重要性を丁寧に説明する。					
(B)の活動状況を測るための指標(活動指標)	増減	指標の説明	項目		平成24年度	平成25年度	平成26年度
妊婦健診受診勧奨の啓発回数	増	妊婦健診について啓発活動を実施した回数 母子手帳交付・広報への案内等	計画値		1.0	1.0	4.0
			実績値		1.0	2.0	
			達成度※自動計算		100.0	200.0	0.0

※ 増減欄は、指標の値について、増加が望ましい場合に「増」、減少が望ましい場合に「減」を記入する。

3. 事業費の推移と財源内訳

3. 事業費の推移と財源内訳			(E) 平均人件費(円/年)	8,300,000		
年 度			基準年度(決算) (H23年度)	平成24年度(決算)	平成25年度(決算見込)	平成26年度(予算)
(A) 事業費(円)			15,264,342	14,324,498	15,229,596	14,882,000
(B) 概算職員数(人)			0.057	0.057	0.060	0.060
(C) = (B) × (E) 人件費(円) ※自動計算			473,100	473,100	498,000	498,000
(D) = (A) + (C) 総事業費(円) ※自動計算			15,737,442	14,797,598	15,727,596	15,380,000
単位当たりコスト※自動計算			165,309.3	170,675.9	187,904.4	
財源内訳(円)	特定財源	国庫支出金				
		県支出金	3,856,000	3,529,000		
		地方債				
		その他				
	一般財源※自動計算		11,881,442	11,268,598	15,727,596	15,380,000

4. 事業の項目別評価(分析)

項 目	判定基準	判定 ※一部自動判定	評価 ※自動判定
妥当性 (公費を投入して実施することが妥当な事業か)	法令等で義務付けられた事業である。	○	A
	民間サービスで同様の事業は実施されていない。市場原理に委ねることができない。	○	
	国や県において同類種の事業が実施されていない。	○	
	事業開始時から事業目的や町民のニーズの変化がない。	○	
	事業・サービスの提供時間帯及び場所は公平に提供されている。	○	
	受益に応じた負担は適正である。	○	
	事業の実施による効果が不特定多数の人に広く及ぶ性質である。		
	町民の日常生活に必要な不可欠な事業である。	○	
	上記のいずれにも当てはまらない。		
有効性 (基準年と比較して成果が上がっているか)	成果指標について平成25年度の目標を達成している	×	C
	基準年度と比較して成果が向上している	×	
効率性 (なるべく費用をかけずに成果を上げているか)	基準年度と比較して費用の縮減ができている (費用の縮減率が成果の向上率以上か)	費用減<成果ダウン	C
有用性 (施策の成果指標の目標達成に貢献しているか)	総合計画の節の目標達成のための本事業の効果	直接的	A
	総合計画の節内での本事業の優先順位	高い	
総合評価 ※自動判定		改善すべき点がある	

5. 特記事項

有効性の判定がCとなっているが、「経済的に厳しい方、望まない妊娠、精神的に不安定などのハイリスク妊婦」等、受診を継続できない方もあり、受診率は目標に達成していない。また、効率性の判定がCとなっているが、受診回数の増減と事業費の増減は比例関係にであり、受診回数、事業費ともに減少している状況である。

6. 自己評価(担当課)

評価結果	☐ 現状維持	☐ 拡 充	☒ 改 善	☐ 縮 小	☐ 再 構 築	☐ 廃 止
理由	法令で定められている事業であることから、受診率向上に向けて改善を図る必要があるため。					
今後の方向性	妊婦健診を受診する妊婦を増やすため、母子手帳交付時に、妊婦健診の重要性を丁寧に説明する。 広報やホームページで、妊婦健診を定期的に受診するよう周知を行う。					

7. 1次評価(庁内行政評価委員会)

評価結果	☐ 現状維持	☐ 拡充	☒ 改善	☐ 縮小	☐ 再構築	☐ 廃止
今後の方向性に係る意見等	所管課の方向性のとおり					

8. 2次評価(外部評価:行政改革推進委員会)

評価結果	☐ 現状維持	☐ 拡充	☐ 改善	☐ 縮小	☐ 再構築	☐ 廃止
今後の方向性に係る意見等						

9. 2次評価(実施のない場合は1次評価)を踏まえた対応案(担当課)

妊婦健康診査を定期的に受診するよう、引き続き母子健康手帳交付時に説明を行う。
周知については、9月の広報に掲載予定で、年度内に再度周知を行っていく。また、8月にホームページのトピックスに掲載し、随時更新していく。

10. 町の最終方針(行政改革推進本部会議)

評価結果	☐ 現状維持	☐ 拡 充	☒ 改 善	☐ 縮 小	☐ 再 構 築	☐ 廃 止
理由・改善方針	所管課の対応案のとおり、定期受診についての丁寧な説明や、広報及びホームページを活用した周知啓発に取り組む。					